

保護者 様

川崎市立新作小学校
校長 栗田 嘉也

自然災害時における対応について(お知らせ)

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。
さて、川崎市では自然災害時における児童の安全確保について、次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。

地震発生時

<臨時休業>

川崎市内のいずれかの地域(高津区とは限りません)に、**震度5強**以上の地震が発生した場合は、すべての川崎市立学校において、発生した日の翌日を一齐に臨時休業にいたします。

もし、発生時刻が始業時刻前の場合は、発生した当日についても臨時休業にいたします。(登校時間帯に重なり、登校してしまったお子さんについては保護者の引き取りがあるまで学校でお預かりします。)

また、発生した日が休日、休日前(たとえば金曜日)の場合は、休日明けの平日を臨時休業にいたします。また、休日明けの平日が課業日でないとき(夏季休業中や振替休日など)は、児童の学校での活動をすべて中止といたします。

なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

<児童の下校>

授業など学校での教育活動中に、川崎市内のいずれかの地域(高津区とは限りません)に、**震度5強**以上の地震が発生した場合は、川崎市立小学校、特別支援学校においては、すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡すことが原則になります。

1. 神奈川県全域、または県内の一部(川崎市に限られません)に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されていた場合は、児童の安全確保のため、当日一日を臨時休業とします。
2. 「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報(「大雪警報」「大雨警報」等)が午前6時の時点で発令された場合、あるいは、発表が継続されていた場合などについてはこれまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、休校の場合は、保護者の皆様にご連絡いたします。
なお、「暴風雪警報」の場合は、「暴風警報」に準じて全市一斉に臨時休業とします。

3. 児童の登校後に「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに児童を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なるおそれのある時は、児童を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「特別警報」及び「暴風警報」・「暴風雪警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校が判断いたします。
いずれの場合も、授業を繰り上げ、学習途中で下校させるようなときは、メール配信等でお知らせいたします。
4. その日一日を臨時休校と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。